

特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ 虐待防止委員会設置要綱

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、障害者権利条約、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重、権利擁護、虐待の防止及び安全という観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1)委員は、各事業所の管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者によって構成されるものとする。
- 2)委員長は、管理者より1名選出されるものとする。
- 3)委員には、事故防止委員会の委員を加える。
- 4)委員には、法人理事、第三者委員会を加えることができる。
- 5)委員に、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1)委員会は年1回以上開催する。
- 2)会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1)虐待防止規定、虐待防止行動指針、障害者虐待防止法を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2)「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3)「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4)上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、理事長、理事会、運営会議に報告する。
- 5)全職員を対象に、権利擁護、虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。また、身体拘束等の適正化に係る研修を定期的に行うこととする。身体拘束等の適正化に関する研修は虐待防止に関する研修と一体的に実施することもある。
- 6)事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会及び運営会議において対応する。
- 7)虐待防止委員会は、身体拘束等の適正化のための方策を検討する委員会(身体拘束適正化委員会)と一体的に運営される。そして、身体拘束等の適正化の指針を定めると共に推進義務化を進めるものとする。

8)その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

1)委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や虐待防止に関する知識、身体拘束等の適正化に関する知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2)委員は、日頃より障害者虐待防止法、障害者差別解消法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利擁護等の知識の習得に努めるだけでなく、自己覚知の向上にも努めるものとする。

3)委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

4)委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、理事長、運営会議と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員) 別途添付

附則

この要領は2022年4月1日より施行する